

提供日 2022/03/30
タイトル 静岡県産木材の利用促進に向けた住宅金融支援機構との連携
担当 経済産業部 森林・林業局林業振興課
連絡先 県産材利用班
TEL 054-221-2691



静岡県産木材の利用促進に向けた住宅金融支援機構との連携

～【フラット35】地域連携型（地域活性化）による金利引下げ～

静岡県内において、静岡県産材を使用した住宅の取得に補助が受けられる制度（対象事業は以下のとおり）を利用すると、令和4年4月1日から住宅ローン【フラット35】地域連携型の地域産材使用プランの対象になり、対象事業を利用する施主（県民）は金利引下げ（当初5年間 年0.25%引下げ）が受けられます。



- 適用開始日
令和4年4月1日から適用
- 地域連携型（地域活性化）の対象になる地域産材を使用した住宅補助制度と担当課の連絡先
 - ・「住んでよし しずおか木の家推進事業」
（静岡県林業振興課 TEL 054-221-2691）
 - ・「天竜材の家百年住居る事業」（浜松市林業振興課 TEL 053-457-2159）
 - ・「富士地域材使用住宅取得費補助金」
（富士市林政課 TEL 0545-55-2784）
 - ・「川根本町定住促進住宅建設事業費補助金」
（川根本町建設課 TEL 0547-56-2227）
- フラット35とは？
住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローン
- フラット35の金利引下げ（当初5年間 年0.25%引下げ）を受けるためには？
2の住宅補助制度の申請・申込先に地域連携型利用申請書を提出し、地域連携型利用対象証明書の交付を受ける必要があります。
証明書は【フラット35】の契約をする前に取扱金融機関に提出する必要がありますのでご注意ください。
- フラット35に関するご相談は？
住宅金融支援機構お客さまコールセンター TEL 0120-0860-35